

ヤマギワ株式会社にかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領完了について

2012年11月1日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、企業再生支援委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ株式及び債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称

ヤマギワ株式会社（以下「ヤマギワ」という。）

2. 経緯

対象事業者につきましては、2011年4月15日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年6月23日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

同年8月には、ヤマギワ（旧会社）において事業再生計画に沿って会社分割が行われ、当該手続に際して機構は500百万円の現金出資等によりヤマギワ（新会社）の議決権割合の100%にあたる普通株式を取得していました。

その後、機構は対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、ヤマギワに対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般株式会社 MARUWA への譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、機構は、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年12月3日に株式譲渡を実行する予定です。また、併せて債権についても弁済受領が完了する予定です。

（注）株式譲受会社の概要は別紙のとおりです。

3. 出資額等

機構は、ヤマギワに対して、500百万円の現金出資等により、議決権割合の100%にあたる普通株式10,000株を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本12,105百万円の債権に関し、会社分割手続を経て、金融機関等から525百万円の債権買取等を行っていましたが、今般、当該債権全額の

弁済を受け、全額完済となる予定です。

(注) 上記の債権買取等については、会社分割に伴い新会社に承継される債権の買取のほかに、これに代えて、機構が新会社に融資を行い、新会社が旧会社から承継した債務を当該資金で関係金融機関等に弁済する場合があります。

5. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣：意見なし

以上

(別紙) 株式譲受会社の概要

◆ 株式会社MARUWA

住所 : 愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地

代表者 : 神戸 誠

設立 : 1973年4月5日

資本金 : 86億4,672万円 (2012年3月末日現在)

上場 : 東京証券取引所、名古屋証券取引所、ロンドン証券取引所、シンガポール証券取引所

従業員数 : 1,411名 (2012年3月末日現在、連結ベース)

主な事業内容 : エレクトロニクス用・産業用セラミックス及び電子部品の開発・製造・販売、照明機器の開発・製造・販売